

令和元年度奈良県老人福祉施設協議会

介護福祉士ファーストステップ研修の受講欠席並びに気象・地震災害の取り扱いについて

1. 受講欠席の取り扱い

本年度研修受講期間中に欠席・遅刻・早退等があった場合は、研修を修了したと認められず、修了証の発行はできません。

ただし、受講者の責に帰さない、やむを得ない事由であると判断できる場合はこの限りではありません。

下記の内容をご確認いただき、受講者自身、万全な体調で研修に望んでください。

(1)受講者は、欠席・遅刻の旨を研修前日もしくは当日に下記事務局まで必ず連絡をしてください。未受講の科目については、領域ごとに下記のとおり定めます。

1) 第1領域(6～8月)

次回研修開催までに講師所属施設にて実施いただく同科目の補講を受講する。

2) 第2・3領域(8～12月)

当該年度の修了は認めず、みなし修了とする。次年度開催の同研修における欠席科目のみを受講し、事後課題の評価をもって、正式な修了とする。

ただし、他府県老施協が実施する研修で補講受講が可能な場合は、他府県老施協と調整のうえ、補講を受講する。

2. 気象・地震における研修会中止の取り扱い

(1). 気象中止の判断

警報発令時刻	午前7時現在(午前7時以降に解除された場合も中止)
発令地域・内容	奈良県北西部(23地域のいずれかの市町村)に暴風警報・特別警報が発令中の場合
情報媒体	※奈良地方気象台・気象庁ホームページよりご確認ください。
○奈良県北西部(23地域の市町村)とは 奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・御所市・生駒市 香芝市・葛城市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町 高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町	

(2). 地震中止の判断

奈良県内で震度5弱以上の地震

3. 気象・地震災害中止時の予備日

(1)1日目～7日目の予備日 9月25日(水)

(2)8日目～13日目の予備日 12月20日(金)

4. その他の場合の措置

上記以外の場合については、職種別研修委員会委員長と協議の上決定し、必要に応じて事務局より受講施設に連絡する。

事務局

奈良県老人福祉施設協議会(担当:坂本・西本)
〒634-0061 橿原市大久保町320番11 奈良県社会福祉協議会内
TEL 0744-29-0100 FAX 0744-29-0108
E-mail:shisetsu@nara-shakyo.jp